

ミニ電波法

運用の一助としての電波法という意味で、できる限りわかりやすく電波法を抄約し、解説してみました。

郵政省令という条文では、直接関係のある「運用規則」「施行規則」の表現をうつしかえ、さらに、できるだけなまの文章に書きかえました。その部分はアンダーラインで示しておきます。

「法」とは電波法、「施」は施行規則、「運」は運用規則をさし、数字は条を示します。

このミニ電波法は、アマチュア業務用を前提としましたので、わかりきったところ、たとえば「アマチュア局は」とか「無線局は」とかいう文章は削除しました。なお、項目は電波法の条項の順序で掲載しております。

最後に上級ハムに必要な「国際電気通信条約、付属無線通信規則」の抜粋を掲載しておきます。

電波法および

電波法施行規則・無線局運用規則

(目的外使用の禁止等)

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲をこえて運用してはならない。但し、左に掲げる通信については、この限りでない。

四 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行なわれる無線通信をいう。以下同じ。）

五 放送の受信

六 その他、施行規則第37条で定める通信。（法52）

施37

1 無線機器の試験又は調整をするために行なう通信。

6 法第74条第1項（非常の場合の無線通信）に規定する通信の訓練のた

めに行なう通信。

21 人命の救助に關し急を要する通信（他の電気通信系統によって当該通信の目的を達することが困難である場合に限る。）

運136 非常通信の取扱いを開始した後、有線通信の状態が復旧した場合は、すみやかにその取扱を停止しなければならない。

非常通信という他に非常の場合の通信という表現がでてくる。非常通信は免許人の判断で自発的に行なわれるものであるが、非常の場合の通信は郵政大臣が行なわせるものということになっている。しかし、非常通信があらかじめ目的的外通信として運用できることを認められているということから、非常通信は非常の場合の通信の中に含まれていると解される。ただし、非常通信では有線通信の疎通によって取扱を中止しなければならないが、郵政大臣が行なわせたときは有線通信とは関係はない。

運132 「OSO」を前置した呼出しを受信した無線局は、応答する場合を除く外、これに混信を与える虞のある電波の発射を停止して傍受しなければならない。

無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、呼出符号、電波の形式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならぬ。（法53）

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたものの範囲内で通信を行なうため必要最少のものでなければならない。（法54）

(混信等の防止)

無線局は、他の無線局又は天文業務の用に供する受信設備その他の受信設備（施50の2）で郵政大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、非常通信については、この限りでない。（法56）

(擬似空中線回路の使用)

無線局は、無線設備の機器の試験又は

調整を行なうために運用するときには、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。 (法57)

(無線局等の通信)

アマチュア無線の行なう通信には、暗語を使用してはならない。 (法58)

(秘密の保護)

何人も法律に別段の定がある場合を除く外、特定の相手方に対して行なわれる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を洩らし、又はこれを密用してはならない。 (法59)

特定の相手方というのは、受信する相手が決まっているという意味で、放送は含まれない。また標準電波も含まれない。アマチュア局の場合は世界中のアマチュア局を相手とするが、不特定多数である。またアマチュア局には暗語が許されていないという前提からして、秘密の保護の対象とはならないと解される。したがって SWL はさしつかえない。傍受とは自分が操作するだけでなく、他人が操作しているものから受信した場合もさしている。

(時計、業務書類等の備えつけ)

無線局には、正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌その他施行規則第38条第1項で定める書類を備えつけておかなければならぬ。 (法60)

施38-(1)

1 免許状
2 電波法及びこれに基づく命令の集録。
J A R L で発行している「アマチュア局用電波法令集抄録」でよい。ただし、有効期限があることに注意。

3 無線局の免許の申請書の添付書類の写し（再免許を受けた局は最近の再免許の申請に係るもの）。

4 (イ)予備免許中および免許を受けた後に工事設計変更の許可をうけ又は届出をしたときはその写し。
(ロ)同じく設置場所の変更の許可をうけたときはその申請書の写し。
(ハ)同じく指定変更をうけたときはその申請書の写し。

地方電波監理局長の証明印のないものは控えであって写しとしては無効である。

(2) 無線局に掲げておかなければな

らない免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。

主たる送信装置というのは、たとえば移動する局では車載しているものもあるから、局の中心になる送信装置はどれであるかを基準として考える。モービルだけの局のような、あるいは携帯式の装置だけのときは掲示できない場合もあるので、状況によって掲示しなくてよい。

施39 免許人は、使用を終った無線検査簿を次の定期検査まで保存しなければならない。

次の定期検査が終わったらそれまでの検査簿は、変更検査のものも含めて不要となる。なお、定期検査という語は電波法関係手数料令の中にある。

(無線局の免許の取消等)

地方電波監理局長は、免許人が欠格事由により免許を受けることができない者となつたときは、その免許を取り消さなければならない。 (法75)

欠格事由には次のものがある。

- (イ) 日本の国籍を失なったとき。
- (ロ) 外国政府の代表者となつたとき。
- (ハ) 法人であつて、(イ)、(ロ)の者がその代表者であるもの、又はこれらの者がその役員の三分の一以上、若しくは議決権の三分の一以上を占めるとき。
- クラブ局の場合、(ハ)の項については、特に注意しなければならない。

(通信方法等)

無線局の呼出又は応答の方法その他の通信方法、時刻の照合その他無線設備の機能を維持するために必要な事項の細目は、運用規則で定める。 (法61)

運10

- 1 必要のない無線通信は、これを行なつてはならない。
- 2 無線通信に使用する語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通話を行なうときは、自局の呼出符号を附して、その出所を明らかにしなければならない。
- 4 無線通信は正確に行なうものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

運12 無線電信による通信には、別表

第1号に掲げるモールス符号を用いなければならぬ。但し、特殊の方式による通信については、この限りでない。

周波数変調の無線電信、いわゆるテレタイプは、特殊の方式の符号である。

運13 無線電信通信の業務用語には、別表第2号に定める略語又は符号を使用するものとする。

運14 無線電話による通信の業務用語には、別表第4号に定める略語を使用するものとする。

2 無線電話通信においても、語辞を一字づつ区切って送信する場合は、なるべく別表第5号に定める通話表を使用するものとする。

運16 無線電話通信における通報の送信は、語辞を区切り、かつ、明瞭に発音して行なわなければならない。

運19の2 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、非常の場合の無線通信を行なう場合並びに他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行なう場合は、この限りでない。

運30 長時間継続して通報を送信するときは、10分ごとを標準として適当に「DE」及び自局の呼出符号を送信しなければならない。

標準というのは、前後に若干の幅があるということ、送信の区切りのよい時期を選んでよいことになる。DEは無線電話では「こちら」となる。

運38 通信が終了したときは、「VA」(さようなら)を送信するものとする。ただし、これを省略することができる。

「できる」という表現は、してもよいし、しなくともよいという意味にとれる。相手局が理解していることがわかれば、VAを出さなくともよい。

運39 無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする

電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の符号を順次送信し、更に一分間聴守を行ない、他の無線局から停止の要求がない場合に限り、

「VVV」(本日は晴天なり)の連続及び自局の呼出符号一回を送信しなければならない。

(1) EX (ただいま試験中) 3回

(2) DE (こちらは) 1回

(3) 自局の呼出符号 3回

2 前項の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行ない、他の無線局から停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。

運257 その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も、その局が動作することを許された周波数帯から逸脱してはならない。

A1の占有周波数帯幅は250Hzであるからバンドの上下限より少なくとも125Hz離れた周波数、SSBではバンドの上限より3kHzの半分1.5kHz低い周波数で発射しなければならないことになる。A3では3kHz、F3では50、144MHz帯では20kHz、430MHz帯では15kHzが上下限で要求される。

運258 自局の発射する電波が他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与え、若しくは与える虞があるときは、すみやかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。但し、非常通信の場合の通信を行なう場合はこの限りでない。

運259 送信する通報は、他人の依頼によるものであってはならない。

運260 無線設備の操作を行なう者は、免許人(クラブ局の場合は、その構成員)以外の者であってはならない。クラブ局の構成員でない者を操作させることは必ず構成員にしてからにすること。ただし、通常いうアマチュア無線クラブは、無線従事者の有資格者でなくとも入会できるところがあるが、クラブ局はアマチュア局の運用ができる無線従事者の有資格者でないと構成員になれない。

施43の4 クラブ局の免許人は、その構成員に関し変更があったときは、

すみやかに地方電波監理局長に届け出なければならない。

2 クラブ局の免許人は、その定款及び理事に関し変更しようとするときは、あらかじめ地方電波監理局長に届け出なければならない。

構成員の新たな増加、あるいは退会などで変更があったときは、事後の届出が認められているが、定款や理事の変更は事前に届け出る。

運 126 の 2 空中線電力50W以下の無線設備を使用して呼出し又は応答を行なう場合において、確実に連絡の設定ができると認められるときは、呼出しでは、相手局の呼出符号、応答では、DE(こちらは)自局の呼出符号だけを送信して行なうことができる。

2 前項の規定により呼出し、応答を行なった局は、その通信中少なくとも一回以上自局の呼出符号を送信しなければならない。

国際電気通信条約

付属無線通信規則 技術

第14条 混信及び試験

1 すべての局に対して、次の伝送を禁止する。

不要の伝送

無用の信号及び通信の伝送

識別表示のない信号の伝送

2 すべての局は、そのふく射電力を満足な業務を確保するために必要な最低限に制限しなければならない。

3 混信を避けるため、業務の性質が許す場合は、指向性空中線の特質をできる限り利用して、不要な方向のふく射及び受信を最少にしなければならない。

4 局が使用する発射の種別は、混信を最少にし、かつ、スペクトルの有効な利用を確保するようなものでなければならない。この目的を満すために発射の種別を選定するときは、行なうべき業務を実用的及び技術的に考慮して、占有周波数帯幅を最小にするためにあらゆる努力をしなければならない。

5 局が……中略……そのスプリアス発射によって有害な混信を生じさせるときは、その混信を除去するため特別の処置を執らなければならぬ。

8 (1) 各主管庁は、局の試験及び実験を許可する前に、有害な混信を避けるため、周波数及び時間の選択並びにふく射の減少又は可能なすべての場合のふく射の抑制等できる限りのすべての注意を払うことを命じなければならない。

(2) 試験調整又は実験のための発射を行なう局は、おそい速度で、かつ、しばしば間隔を置いて、その識別表示を第19条(局の識別)の規定に従って伝送しなければならない。

(3) 試験及び調整の信号は、この規則又は国際通信書に定める特別の意義をもつ信号、略号等と混同しないように選定しなければならない。

第16条 違反の通告

1 条約又は無線通信規則の違反は、これを認めた管理機関、局又は検査官から各自の主管庁に報告しなければならない。

2 局が行なった重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁からこの局を管轄する国の主管庁に行なわなければならない。

3 主管庁は、その許可した局によって条約又は無線通信規則の違反が行なわれたことを知ったときは、事實を調査して責任を定め、かつ、必要な処置を執らなければならぬ。

第17条 秘密

主管庁は、次の事項を禁止及び防止するるために必要な処置を執ることを約束する。

(a) 公衆の一般的利用を目的としない無線通信を許可なしで傍受すること。

(b) 許可なしで、第723号に掲げる(公衆の一般的利用を目的としない)無線通信の傍受によって知り得たすべての種類の情報の内容若しくは単にその存在を漏らし、又はこの情報を公表若しくは利用すること。

第18条 許可書

- 1 (1) 送信局は、その属する国の政府が発給する許可書がなければ、個人又はいかなる企業においても、設置し、又は運用することができない。
- 2 許可書を有する者は、条約第34条に規定するとおり、電気通信の秘密を確保する義務を負う。なお、許可書には、局が受信機をもつときは、局が受信することを許可された無線通信以外のものの受信を禁じ、かつ、この通信が偶然受信された場合に、これを複写し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならないことを明確に又は参照によって記載しなければならない。

第19条 局の識別

- 1 (1) 識別表示のない伝送又は虚偽の識別表示をもつ伝送は、禁止する。
- 3 局が容易に識別されるため、各局は、その伝送（試験、調整又は実験のために行なうものを含む）中にできる限りしばしばその識別表示を伝送しなければならない。もっとも、この伝送中に、識別表示は、通信の不当な中断を生じない限り、少なくとも一時間毎に、なるべく毎時（G M T）の10分前から10分後までの時間内に伝送しなければならない。

（国際符号列の分配及び呼出符号の割当）

- 7 (1) すべてのアマチュア局は、呼出符号列分配表に掲げるとおり各国に分配された国際符号列に基づいて作成した呼出符号をもたなければならない。

（呼出符号の組立）

- 13 (1) アルファベットの26文字及び次に掲げる場合のアラビア数字は、呼出符号の組立てに使用することができる。ただし、音符を付けた文字を除く。

(2) もっとも、次の組合せは、呼出符号として使用してはならない。

d アマチュア局に対しては、アラビア数字で始まる組合せで、その第2字目がOの文字又はIの文字であるもの。

- 14 国際符号列に基づいて作成する呼出符号は、次に示すとおりに組立てる。特定の文字列の最初の1文字は、場合によって、アラビア数字に代えることができる。

（アマチュア局）

- 21 (1) 1文字（又は2文字）、1アラビア数字及び次に最大限3文字の集合。

第41条 アマチュア局

- 1 異なった国のアマチュア局の間の無線通信は、関係国の1の主管庁がこの無線通信に反対であることを通告したときは禁止する。
- 2 (1) 異なった国のアマチュア局の間の伝送が許されるときは、その伝送は、普通語で行ない、かつ、試験に関する技術的性質の通報及び重要でないために公衆電気通信業務を利用するなどを妥当としない個人的性質の事項に限らなければならない。アマチュア局が第三者のために国際通信の伝送に使用されることは、絶対に禁止する。
- 3 (1) アマチュア局の機器を運用する者は、モールス字による本文の正確な手送り送信及び音響受信ができる事をあらかじめ証明しなければならない。もっとも、関係主管庁は、もっぱら144 MHzをこえる周波数を使用する局の場合には、この要件を適用しないことができる。
- 5 (1) 条約及びこの規則のすべて的一般的規定は、アマチュア局に適用しなければならない。特に、発射周波数は、この種の局についての技術的発達の現状が許す限り、安定で、かつ、スプリアス発射のないものでなければならない。
- (2) アマチュア局は、その伝送中、短い間隔を置いて、その呼出符号を伝送しなければならない。